



料1億85万1,285円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。

- (2) 相手方に対し、連帯して、損害賠償請求権の行使のための弁護士費用1,008万5,128円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

### 3 訴えの理由

市が相手方から本来得られたはずである平成28年4月から令和2年1月までの間における事業系一般廃棄物の処理手数料及び損害賠償請求権の行使のための弁護士費用並びにこれらに対する遅延損害金について、相手方に支払を求める通知書を令和3年9月22日に送付したが、支払期限の同年10月22日までに支払に応じなかったため、訴えを提起するもの

### 4 その他

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ
- (2) 控訴、上告、上告受理申立て又はそれらの取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為  
(提案理由)

損害賠償の請求に関して、訴えを提起するため提出するものである。